

MAC通信

人と企業のトータルブレーン

令和 8 年 9 月 10 日 第 188 号

(株) マ ッ ク ブ レ ー ン
M A C 税 理 士 法 人
M A C 社 労 士 事 務 所
T E L 06-6359-8812
F A X 06-6359-8799
H P <http://mac-8812.co.jp>
E-mail jimusyo@mac-8812.co.jp

最低賃金が上がります!!

令和 8 年度の各都道府県の最低賃金の額が変更されます。
近畿圏の最低賃金は下記の通りです。
なお、今年度は各都道府県において適用日が違いますので
ご注意ください。

都道府県名	最低賃金額		適用日
滋賀	1,136	(1,080)	10 月 3 日
京都	1,180	(1,122)	11 月 16 日
大阪	1,231	(1,177)	10 月 1 日
兵庫	1,172	(1,116)	10 月 1 日
奈良	1,107	(1,051)	10 月 4 日
和歌山	1,101	(1,045)	10 月 3 日

※カッコ数字は令和 7 年度最低賃金

※時間給だけではなく日給並びに月給においても最低賃金を
上回るかご確認願います。

- 非正規雇用者対象に賃金を 3%以上昇給させた場合、助成される
制度（キャリアアップ助成金賃金規定等改定コース）がありますので
お問い合わせください。